

### 3 保育所等における医療的ケア児の受入れについて

#### ガイドラインの策定概要

##### 1 目的

令和3年6月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立したことにより、保育所等の設置者の責務として、保育所等における医療的ケアその他支援を講じなければならないこととなった。

昨今、医療的ケア児を含め障害を有している児童もそうでない児童と変わらず保育所等において受け入れることを目指すインクルーシブな保育が推進されていることから、受け入れにあたって必要となる基本的な考え方や留意事項等を示し、医療的ケア児の円滑な受け入れ、及び支援が図られることを目的とし、本ガイドラインを策定するもの。

##### 2 受入対象施設

保育所、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（以下「保育所等」という。）

##### 3 ガイドライン策定にあたってのポイント

###### (1)関係機関との連携体制の整備

市は保育所等における医療的ケア児の受け入れに関して、関係機関と連携しながら主体的に取り組むとともに、保育所等に対し医療的ケア児の受け入れに向けた技術的・経済的支援を行うこと

保育所等の施設長及び職員は、必要な環境、提供体制について検討し、医療的ケア児の円滑な受け入れに取り組むこと

###### (2)医療的ケア児の受け入れ方針の検討・周知

市は地域の実情に応じて医療的ケア児の受け入れ方針について検討し、その内容を関係機関と共有するとともに保護者に周知すること

###### (3)地域における医療的ケア児の保育ニーズの把握

市は予算確保や体制整備のため、市内における医療的ケア児の人数やその保育ニーズを把握すること

###### (4)受け入れ可能な保育所等の把握・整備

市及び保育所等の運営法人は医療的ケアの提供体制の整備として、看護師等の配置や職員研修等の実施に努めなければならないこと

###### (5)受け入れ保育所等における医療的ケア児の生活

家庭での様子や健康状態等について保護者に聞き取りを行う。在園中のケア実施はプライバシーに配慮するとともに、ケア記録の作成や保護者との情報共有を図る。また、定期的に関係機関とのケアカンファレンスを実施すること